

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成30年9月12日開催

熊取町議会

目 次

〔議員全員協議会（9月12日）〕

土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について	1
大阪広域水道企業団との統合について	3
その他	11
1. 「くまとりPR大使」の設置について	11

議員全員協議会

月 日 平成30年9月12日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	阪口均
	5	番	坂上昌史	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	矢野正憲
	11	番	佐古員規	12	番	河合弘樹
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	南和仁	企画部理事	明松大介
	住民部長	藤原伸彦	住民部統括理事	吉田潔
	上下水道部長	山戸寛	政策企画課長	橘和彦
	環境課長	島尾学	上水道課長	大西順二
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

案 件

- 1) 土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について
- 2) 大阪広域水道企業団との統合について
- 3) その他
 1. 「くまとりPR大使」の設置について

議長（坂上巳生男君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（坂上巳生男君）本日の案件は、土砂埋立て等の規制に関する条例の制定についての件ほか1件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えておきます。

それでは、案件1、土砂埋立て等の規制に関する条例の制定についての件を説明願います。島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）お手元の資料を使いまして説明させていただきます。

土砂埋立て等の規制に関する条例についてご説明いたします。

まず、3ページの（仮称）土砂埋立て等の規制に関する条例案要綱（参考）を用いまして、条例制定の背景についてご説明いたします。

平成26年2月、豊能町の残土処分場で崩落事故が発生し、地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす

ことがございました。これを受けて、大阪府は、災害の防止、生活環境の保全を目的とした3,000平方メートル以上の埋め立て、盛土及び堆積を規制する大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例——以下、府条例と呼ばさせていただきます——が、平成27年7月1日に施行しております。また、近隣では、岸和田市、貝塚市でも府条例の対象外の500平方メートル以上、3,000平方メートル未満の埋め立て、盛土、堆積を規制する条例を平成30年4月1日に施行しております。

本町においても災害の防止等を目的とし、近隣市と同様の府条例の規制対象外の埋め立て等について、一定の制限を規定する条例を策定したいと考えております。

1 ページにお戻りいただきまして、条例制定の基本的な考え方でございますが、府条例の対象外である3,000平方メートル未満の行為を規制する条例としたいと考えております。

目的、定義などの骨子は府条例と同様とし、府条例と重複規制にならないようにいたします。

また、財産権を尊重し、条例の目的に照らし、過度の規制とならないようにいたします。

2. の各主体の責務ですが、町、土砂埋め立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地所有者及び土砂運搬者に責任を課しまして、詳細は3 ページの3. 責務のとおりでございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、1 ページの3. ですけれども、規制対象とする行為についてでございますが、500平方メートル以上3,000平方メートル未満で、かつ高さが1メートル以上の土砂の埋め立て等の行為を対象といたします。

土砂の埋め立て等とは、埋め立て、盛土、一時堆積としており、条例では、土、砂、れき、砂利の集まったものを土砂と規定し、建設工事に伴って発生した土砂について対象とする考えでございます。

4. は、主な規制内容でございます。

対象とする土砂埋め立て等は町の許可制とし、町との事前協議、土地所有者の同意、住民説明会の開催も必要としております。搬入する土砂の発生場所及びその土砂の汚染のおそれのないことを確認、報告していただきます。

5. は罰則規定等でございます。

是正措置を命令した場合は、氏名及び命令の内容を公表いたします。また、条例に違反した場合は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金という罰則を適用いたします。

2 ページの6. は、今後のスケジュールでございます。

10月中には、条例（案）に係る検察庁協議が調う予定でございまして、12月議会で条例（案）を上程したいと考えております。

可決いただきますと、平成31年4月1日から条例施行したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）この土砂埋め立て等の条例につきましても、以前に、坂上巳生男議員が質問したときの折に、条例制定を要望した案件で、具体的にここまで話が進められて、非常に私もうれしいと思っております。

そのときは、成合西と泉佐野市の境界のところのご相談だったんですけども、そこは泉佐野市に当たるということで、大阪府の条例に値する事項であって、熊取町には条例がないということで、熊取町内でもやはり必要ではないかといったお話だったんですが、関連して、熊取町の中で、今の現状ですが、埋め立てされている用地だとか、そういうものは今現在あるのでしょうか、まず、そこをお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）私どもが把握しているのは、埋め立てという行為ではなくて、一時仮置きというような形で資材置き場を運営されている会社は2、3社ございます。現に、埋め立てというような

形のことについては、まだ把握してございません。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。これからまた起こり得ることですので、条例は必要だなと思っております。

それで、ちょっと質問なんですけれども、公共用財産の中に、熊取町のじんかい埋め立て用地がありますよね。その場所、それから今どうなっているのか、それからこの条例によって何かあるのか、関連をお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）じんかいの埋め立て場所、現に持っておりますけれども、今、処分、埋め立てはもう終了しておりますので、その上の土地につきましては、土地を貸すということで、太陽光パネルの業者がパネルを設置していると。それで、毎年150万円程度やったと思うんですけれども、年間、貸しているということで、お金をいただいているというような状況です。

今回、この条例を制定しましても、この条例の中に除外規定がございまして、ほかの法律で規制されるようなことにつきましては除外する。例えば、国が工事する、または町が工事する場合にちょっと盛り土をするという場合は、これはほかの規制が係りますので、ほかの法律とか条例とかの規制に係るものについては除外というふうな考え方でございます。ですので、私どもが持っているじんかい処理の土地に関しましても、町が管理しておりますので、埋め立て行為はもう現にしておりませんので、ここは対象外ということになります。

それと、また今後、規則の中にもそういった個別な対象というのを必要であれば盛り込んでいくというふうな考え方でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと場所が漏れたんですけれども、青池の上あたりでしたよね。それは、ちょうど成合の西、関空国際まで行かない左手というんですか、こっちから行けば。ちょっとそこを。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）関空国際の入り口よりはちょっと泉佐野市側というんですか、そちらへ行きませうけれども、おっしゃるとおり、青池の横の土地でございます。その土地は、今、太陽光パネルを設置させていただいているというような状況です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって土砂埋立て等の規制に関する条例の制定についての件を終了いたします。

次に、案件2、大阪広域水道企業団との統合についての件を説明願います。大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）それでは、大阪広域水道企業団との統合につきましてご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

1つ目の本町水道事業を取り巻く状況でございますが、給水人口の減少や節水型機器の普及等により、給水収益も減少しており、現金預金につきましても年々減少傾向となっております。このような状況のもと、昨年12月に策定しました経営戦略では、水道料金の値上げを34年度に5%、37年度に15%予定しているところでございます。さらに、今後におきまして、大規模民間開発等から帰属された水道管の老朽化に伴う更新費用が増大してまいります。

2つ目の大阪広域水道企業団との統合検討協議に向けての勉強会でございますが、統合が未定の21団体が参画しまして、本年2月から6月までの間で計5回開催し、企業団と統合した場合のメリットとなる施設の最適配置等のアウトラインを検討いたしました。

3つ目の企業団との統合状況でございますが、5ページの資料1をごらんください。

赤色で着色しています3団体が平成29年4月から統合されており、黄色で着色しております7団体が平成31年4月から統合されることとなっております。

恐れ入りますが、資料1ページのほうに再度お戻りください。

今回の勉強会に参画しました21団体におけるアンケート調査の結果でございますが、平成33年度までに統合を希望している団体が、本町を含め4団体ございました。また、平成36年度に統合を希望している団体が9団体、その他が8団体ございました。

2ページをお開きください。

4つ目の本町における統合に関するメリットなどをまとめてございます。

まず、1つ目の統合に関するメリットのうち、定量的メリットでございますが、事業費の低減、府補助金の活用、維持管理費の低減、水道料金の値上げの抑制及びサービス水準の影響が見込まれております。特に、府補助金につきましては、平成41年度までの時限補助となっており、相当のメリットがございます。

次に、3ページの定性的メリットでございますが、技術継承問題の解消、非常時対応の充実、業務の効率化、お客様サービスの維持・向上及び府域一水道の推進につながるが見込まれております。

特にことしは、6月に発生しました大阪府北部地震や7月の西日本豪雨、さらには今月4日に発生しました台風21号によるライフラインの被害が著しいため、有事において迅速かつ効率的な対応が必要となることから、早急に非常態勢の充実を期待するものでございます。

2つ目の統合後における議会関係でございますが、水道料金を改定する場合には、本町議会ではなく、企業団の首長会議で承認を得た後に企業団議会において決定されることとなるものでございます。

5つ目の統合に向けての方向性でございますが、以上の検討結果から、本町におけるメリットが多分に見込まれますので、今後におきまして、さらに具体的な検討・協議を行っていくためにも、本年10月に予定しています企業団と「水道事業の統合に向けての検討・協議に関する覚書」を締結する必要がございます。覚書のひな形につきましては、6ページの資料2をお目通し願います。

当該覚書締結後、企業団によるコンサルタント業務により、平成31年度に統合案が作成されまして、さらに、具体的な統合メリットが明確化した場合には、平成33年度から統合することとなっております。

7ページ、8ページの資料3をお開きください。

これは参考ですが、来年度統合される7団体の統合案の概要でございます。これと同様の資料が覚書締結後に企業団によるコンサルタント業務により作成されるものでございます。

7ページには、水道事業の概要と課題、水需要の減少、施設の最適化、水道料金の経営シミュレーション、統合後の事業運営体制及び統合のメリットなどが記載されてございます。

また、8ページには、7団体における今後40年間の経営シミュレーションのグラフが記載されており、いずれの団体も、単独経営より統合した場合のほうが水道料金の値上げ幅が抑えられるとともに、改定時期につきましてもおくらせることが可能となっております。

8ページの右下には、7団体における今後40年間の統合に伴う効果額が記載されてございます。いずれも相当な効果額が見込まれております。

あくまで参考ですが、本町の今後40年間の統合に伴う効果額を企業団により超概算で試算してもらったところ、10億円弱の効果額が見込まれているところでございます。これは、概要版となっておりますので、本編には具体的な資料が作成されてございます。

資料の4ページをお開きください。

今後のスケジュールでございます。

本日の議員全員協議会にてご説明を行った後、10月9日に覚書を締結する予定となっております。その後、統合素案の作成業務に入りまして、平成31年度に統合の可否についての審議を本町議員全員協議会にて行いまして統合案を確定し、本町議会において企業団規約の変更案等の審議、平成32年度には、統合に係る協定書の締結や企業団との申し合わせ書の締結などを行い、平成33年度

4月からの事業開始となっております。

以上で、ご説明を終わります。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）6月議会のときに、今、平成31年4月から統合をしていくという7団体の議案をされていて、そのときに、本町はどう考えているのかということをお聞きさせていただいたときに、今勉強会に参加しているという回答だったと思うんですが、実際やっぱりその勉強会に参加する中で、経営戦略等も見ながら、値上げ等も見ながらということをお聞きしているということをお聞きして、今回、統合ということを決断する形で、今、説明いただいたかと思うんですが、本町を含むということで、統合する分につきましては4団体ということで、どこというのは載っていないんですが、それは教えていただけるんですか。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）4団体のうち、既に議会のほうで説明している団体は公表できます。2団体ございまして、1つが大阪狭山市、もう一つが河南町です。もう一つにつきましては、まだ議会のほうで説明をしていないので未公表となっております。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

そして、33年ということは、34年に経営戦略では5%値上げするということで、33年度の統合というふうには決断されたのかなというふうには理解するんですけども、そうなんです、値段的には下がるからという形で。まず、ちょっとその辺。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）すみません、まだ決断ではないんです。これから詳細な検討、協議を始めていきたいということで、今、渡辺議員がおっしゃったみたいに、このままいけば34年度に5%、37年度に今の水道料金よりも15%の水道料金になってしまうということもございまして、あと、統合した場合には統合の団体に交付される補助金というのが結構ございまして、それを活用することによって、水道料金の値下げというのはなかなか難しいかもしれませんが、値上げの抑制とか、もし値上げをした場合でも値上げの上げ率を抑制するとか、そういうのが可能ではないかなということで、今後覚書を締結して、それで、コンサルタント業務につきましても企業団の費用で実施していただけますので、検討、協議に入っていきたいというふうには考えております。

議長（坂上巳生男君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）少し補足ですけども、勉強会の中で、まず中心にしたものが施設の最適化ということで、どれだけダウンサイジングできるのかということを中心にやっていますので、その定量的メリットのほうにそれが反映されて、事業費の低減だとか、維持管理費の低減、それにつながりますので。

先ほどの水道料金はどうなるかというたら、資料の一番最後の8ページのシミュレーションのグラフ、これがコンサルタント業務でかなり詳しくやってもらえますので、これはまだ出ていません。ただ、今言うた、かなり事業費も低減できますので、見込みがあるということで、今、判断しているところでございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）低減されることでいいことかと思うんですが、そして、2ページ、3ページのところには統合によるメリットを掲載していただいているんですが、これを見ていたらメリットばかりで、デメリットというのはないのでしょうか、考えられる。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）今のところ、デメリットというのはなかなか考えにくいというふうには思っています。考えにくいというか、考えても出てこない状況です。

一番私たちが考えなければいけないのは、お客様にとってどうなのかというところが一番考えなければいけないところかなと思ひまして、お客様にとって一番大事なのは、安全・安心な水が安定的に供給されて水道料金が安価であるというところが、一番お客様が望まれているところかなと思ひますので、この企業団と統合することによって特にお客様にご迷惑をおかけするというものはないのかなというふうに思ひておひまして、今回、検討、協議を進めていきたいというふうに考えておひります。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません。デメリットがないということで、それやったら全然問題ないかと思うんですけども、安全・安心な水を供給するというところでちょっと気になる点は、今、事業費の低減というところに、紺屋受水池の廃止とか、希望が丘の配水池を介さずに直接送るとかという、そしたら希望が丘の受水池も廃止するということになるんですけども、そうなったときに、今回でも、こんな台風とかいろんな災害があったときに、水の供給というのは必要やと思うんですけど、こういったところの受水池がなくなってしまつて、その辺のところは大丈夫なんかなということをおひりますが、その辺はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）紺屋受水池、大阪外環状線の横にございます、企業団の水を、一旦、今、紺屋受水池に入れて野田配水池に送つておひるんですけども、ただ、企業団の圧をそのまま利用すれば、紺屋受水池を介さずとも企業団の管から直接野田配水池に水を送れる状況になつてはございます。ですつて、受水池がなくなるから安心じゃなくなるとか、そういうものではございません。

あと、私どもの事務所のある希望が丘の受水・配水場につきまして、一旦企業団の水を受水場、受水池に入れて、そこからまた同じ敷地の配水池に水を入れて、そこからつばさが丘北の配水池に水を送つておひるということですので、もし統合された場合には、そういうワンクッション置く必要がございませんので、企業団の管から直接つばさが丘の北の配水池に——ポンプは要るんですけども——ポンプで水を送ると。希望が丘の配水池については、直接南海ニュータウンのお客様のほうには水を送つておひりますので、南海の配水池は残しておかなければいけないんですけども、それをするこつとによつて南海配水池の容量を小さくできるということもございます。ですつて、受水池がなくなるから安全ではなくなるということではないです。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）広域水道企業団で、今、大阪市は別枠ですけれども、大阪市との統合はなかなかいかもわかりませんが、堺市が非常に大きな力を持つておひますよね。企業団に入つたとき、企業団の運営については首長会がほぼ意見を出したものが決まるということですのでけれども、企業団議会というのは形式的なものだけであるんですけども、だから、企業団議会は企業団をチェックする機能がないまま、いわゆる今ある堺市なんか大きな発言力を持った企業団議会、そこしか物を申せない状況になつておひて、できるだけ市町村枠は減らそうというような方向になつて、いわゆる発言力がどんどんなくなつてくると、大きな水を使う市、自治体だけが発言力が大きくなつて、堺市が自分ところが大いから自分ところに有利になる方向に持つていく可能性があるんです。

大災害がおひつたときに、上町断層とかがおひつたときに、一番被害を受けやすいのは堺市なんかも一番大きいわけですけれども、そういうときに、今、町村なんかは本当に無視に近い状態になつておひますよね、8団体で3団体しか議席を与えないとか。だから、そういうところが、企業団が本当に公平に全部考えてくれたらいいですけども、そうでない状況をやっぱりどこかでそれを改善するような方向を、首長会のほうでその辺を出してもらつると同時に、統合に当たつて、チェック機能が公平にできるような方向もやっぱり議論の中に入れてもらわないと、本当に出ておひてもとにかく何も言えない状況になり得る可能性があると思うので、これは、ライフラインの確保で非常に重要なことなので、その辺は本当にいいトップができればいいですけども、やはりちょっと横暴な自治体もあるような感じがしますつて、その辺は熊取町が頑張つてもらわなあかなと思う

んですが、よろしくお願ひします。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。二見議員。

7番（二見裕子君）ちょっとわからないので教えていただきたいんですが、先ほど受水池から送水という
ことで、これは電気と何かを使つての配水とかというふうにはなつてゐるんですか。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）紺屋受水場の場合は、一旦紺屋受水場に水を入れてしまえば、そこからポン
プで上げなければいけない。一旦、受水場に入った段階で、企業団の水圧というのがなくなつてし
まいますので、紺屋の受水場に一旦水を入れてしまったら、そこからポンプで上げなければいけ
ない。ただ、企業団の管から直接野田配水池につないだら、まだ企業団の水圧が生きていますので、
ポンプを使わずでも野田の配水池に水が送れるということになっています。

もう一つ、希望が丘の受水・配水場につきましても、こちらは、どっちにしろ企業団の水圧では
つばさが丘の北配水池のほうに水は送れませんので、そちらにしても、直接企業団の管からつば
さが丘北の配水池に水を送る場合でも、その間にはポンプはどうしても必要です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）電気もそんなに使わずに送れるということと、つばさに送るときに、今回みたい
な長い停電があつた場合でも、何か、今ちょっと自家発電のことも書いていますけれども、そう
いうもので時間的なものとか、できるものがあるということですか。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）現在、希望が丘の受水・配水場には自家発電設備を備えております。です
ので、今回の台風21号のときも、希望が丘は停電になつたんですが、すぐに自家発電のほうに切りか
えまして、問題なくつばさが丘北の配水池に水が送れる状態になっておりました。

ただ、つばさが丘北配水池に入った水が、今度つばさが丘西配水池、つばさが丘の一番上にある
配水池にポンプで水を送つてゐるんですが、つばさが丘北配水池のほうには自家発電設備がござ
いません。ですので、もし、つばさが丘北配水池が今回の台風で停電になつた場合は、つばさが丘西
配水池に蓄えている水がなくなつたら、そこで断水になつてしまつていました。ただ、それまで
につばさが丘の停電が解消されましたので、事なきを得たというような感じになっています。

ただ、今回、統合した場合には、統合の補助金というのがございまして、その統合の補助金で、
つばさが丘北配水池に自家発電設備を設置していきたい。もともと単費でもやる予定にはして
いたんですが、統合すれば、それが補助金を使つて設置できるという状況になります。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。そういう部分ではメリットがあるということで考えていいのかな
と思つてゐるんですが、自家発電機というのは、ガソリンなり何なりかなと思つてゐるんですが、
これは時間的なものとか、しっかりと停電が解消されるまで水を送れるだけの時間の確保、
そういうのはきちつとなされるようなものになるんですか。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）今、希望が丘の受水・配水場に備えております自家発電設備は、
おおよそ1日半ぐらい、36時間ぐらいで空になります。ですので、停電が解消されるまでとなつたら、
何日かかるかはわからないんですが、一応今の施設は36時間程度は保てるということになります。

今回はスタンドもあけていただきましたので、台風のあつた日の夕方にガソリンスタンドのほう
に軽油をいただきに上がりました。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）すみません、何度も。そしたら、新しく今度、自家発電機を設置するのも、
今の持つてゐるようなぐらいの時間でいけるものが最低限つくということでもいいんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）まだ細かい設計はこれからやつていくんですが、恐らく南海にある希望が丘

受水・配水場にある自家発電設備と同等か、それよりもちょっとランクの低いような規模でやるのかなというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）暮らし、命を守る大切な水ですよ。その水が企業団になるということで、町の責任の部分で、水道事業部がどうなるのかということと、それと、今回、電気でもそうですね。関西電力に一極集中で連絡が行くような形で、対応がすごく、熊取町は早かったと思うんです、それでも、そういった状態が、今度は地面の中で、地震になると掘ってという作業になると、関西電力のやっているようなものよりもっと大変になるかもしれないということが想定されるんです、重光議員がおっしゃったように。そういう部分でも、企業団がやるよりも町がやるほうが早くできるん違うかなという部分では、私はデメリットはあるんじゃないかなと感じているんですが、その点をまずお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）組織のほうは、熊取町水道事業というのはなくなります。

（「なくなります」の声あり）

はい、もうなくなります。私もなくなるということになります。ただ、大阪広域水道企業団熊取水道センターという形で、今の事務所で残ることになります。組織としたらそういう形になります。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）それは、企業団の熊取センターという意味ですね、関西電力でしたら岸和田支店みたいな感じで。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）はい、そのとおりです。支店みたいな感じで。もう既に統合している四條畷市、千早赤阪村、太子町も同じように、大阪広域水道企業団四條畷水道センターということになっています。統合したら同じように、大阪広域水道企業団熊取水道センターということで一応事務所は残ります、やることは全然変わらないんですが。

議長（坂上巳生男君）聞いている趣旨は、職員の継続とかそういうことは。大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）職員につきましては、基本的には身分移管、熊取町の職員から大阪広域水道企業団の職員に身分移管になります。ただ、これはどうしても本人の希望もありますので、いや企業団には行きたくないという人間は熊取町に残ることになります。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）水道事業部がなくなるということで、企業団が設置する熊取センターみたいなのが残り、下水と同じような感じですね。職員が派遣するような形になるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）もし、希望する職員が少なかった場合は、企業団の本部から人が来るか、それか熊取町から派遣していただくかということになるかと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）何かだんだん不安になってきたんですけども、話を聞いていると。もうちょっと調べていかなあかなと思っています。

それで、覚書が10月9日予定ということで、これを締結すると、話がどんどん進んでいくということになりますよね。もうちょっと事前に詳しく話を聞いてこちらも勉強できていたならば、その辺の心配も払拭するのかもしれませんが、やはり命の水なので、町の責任という部分ではしっかり握っておいてほしいというのが私の意見なんですが。

議長（坂上巳生男君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）このスケジュールですけれども、33年度からもし事業開始となったとしても、32年度3月末まではしっかり今の体制でいきますので、町の事業でしっかりしていきます。

ただ、平たくわかりやすく言うたら、経営者が変わるだけで、ほとんど同じことをします。水道センターのセンター長は多分企業団の職員が来られるのかなというイメージです。あと、課長が言いましたように、基本的には企業団の職員に身分移管、あと、希望する職員には出向という形をとるようになります。そういうふうになっています。細かいのはこの後、最後の32年度の企業団との申し合わせ書締結のその中にいろんな、今言うたもっと細かい部分が明らかになってくるというイメージでございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）水道事業というのは、水を安全に配送というだけでなく、検針事業だとか、いろんな工事だとか、いろいろあるんですが、それも含めて企業団が責任を持って移行していくということで、それで、水道料金や市町村独自の減免とか、熊取町はないんですけども、その減免だとかという権限も全て企業団が持つことになるんですね。先ほど重光議員がおっしゃられましたけれども、平等に話し合いの場に熊取町が入れるかどうかというのはまだ不透明な部分もありますよね。ちょっとその辺も不安が残ります。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）減免制度につきましては、今ずっと統合していつているのを聞いていますと、減免制度については各市町で責任を持ってする、福祉施策としてするというように聞いております。違う、ちょっとすみません。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）基本的には福祉減免はしない、企業団はしないということになります。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）市町村ではそれを別のところで福祉減免を考えればできるということですか。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）はい、そうです。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。阪口議員。

4番（阪口 均君）今の減免の流れでお聞きしているんですけども、ということは、府下料金は統一ということになるんですか、市町村で減免を考えなければ。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）統合した場合、当面は会計は別になってきます。ですので、今、例えば統合している四條畷市とか太子町とか千早赤阪村というのは、同じ企業団の支店ですが、支店ごとに会計は別になっていますので、もともとの水道料金を継続して経営をしているという状況になっています。

そしたら、例えば関西電力とか大阪ガスみたいに、いつ府下統一の料金になるのかということなんですが、それは、企業団からは将来料金等への影響がないと認められる状況になれば、順次統合していくというようには聞いております。当面は全く別会計でやっていきます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）そしたら、別の質問になりますけれども、大阪広域水道企業団というのは発足何年なんですか、これは。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）資料の1ページのところの3の（1）のところに書いております平成22年11月に、大阪市を除く42市町村で設立された一部事務組合となっております。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）先ほどの統合のメリットというのをたくさん書かれているんですけども、逆にデメリットはないという話も聞いています。平成22年に発足してから、これだけメリットしかないのに、何で今になったんですかというのを聞きしたいんですけども。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）恐らく交付金とかの関係もあるかと思うんです。なかなか統合してもメリットが、大きなメリットというのはやはり事業費が低減できるとか、その辺があつたのではないかなというふうに考えておまして、あと、国のほうも、今、統合、広域化ということで進めておられますので、その辺で広域化に向けた支援をしていこうということで交付金もできたりとかということで、今、統合が進んでいるのかなというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）そういう国の後押しというのがあって、みんなが動き出しているというふうな、そういう理解かなと思うんですけれども、ただ、平成22年、あるいは3年、4年当時考えたとしても、やっぱりメリットはこれぐらいあつたということですよ。

議長（坂上巳生男君） 大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）そうですね、この府の補助金は当時どうだったのかというのはわからないですが、ある程度のメリットはあつたのかなというふうに思います。ただ、恐らく企業団も22年11月に、当時、大阪府営事業を引き継いだ形になっていて、まだそこまで手が回らなかったのかなというようには思うんですが。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）あと、大阪市がこれに入ってくるという、そういう公算はあるんですか。

議長（坂上巳生男君） 大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）実は、この間発足したんですが、府域一水道に向けた水道のあり方協議会というのができ上がりました。この協議会といいますのは、大阪市を含む43市町村が参加しております。この協議会の会長というのは大阪府の健康福祉部長が務めておまして、これが、この間まず1回目の会議が行われたところでして、今後、大阪市を含めた協議については、こちらの府域一水道に向けた水道のあり方協議会で話をしていくことになります。それはそれで、また企業団との統合は統合で、それはまた別でという話になってくるのかなと思います。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）最後に一つお聞きします。配管の老朽化というのを、取り巻く環境として上げられていますけれども、いずれ水道管を全部やりかえていかんとあかんときが来ると思うんですけれども、今、企業団の中で、当然熊取町とか、こっちのほうはまだ置きかえられていないと思うんですけれども、配管をやりかえているところというのはどんどん進んでいっているんでしょうか。熊取町は、それに対してどういう扱いになっていくんですかというのをちょっとお聞きします。

議長（坂上巳生男君） 大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）水道の管路というのは耐用年数というのがございまして、法定耐用年数は40年と言われております。実耐用年数というのは、メーカーからはもう60年は大丈夫ですよと言われてはいるんですが、毎年度、老朽化率というのが出てきます。例えば、熊取町でしたら、平成28年度数値で約17%、それは、全部の送水管、配水管の延長の中に、法定耐用年数の40年を超えている管が何パーセントあるかという数字なんです、それが熊取町では17%で、全国平均は15%。ただ、残念なことに、大阪府内の平均というのが約30%。例えば10メートルのうち3メートルは法定耐用年数の40年を超えているという状況になっています。

統合した場合でも、当面会計は別ということになりますので、それは、順次、今ある計画に基づいて管の更新を行っていきたいというふうに考えております。ただ、統合した場合には、今のままでしたら、重要給水施設へ水を送るための配水管の耐震化しか補助金の対象にならないのが、統合した場合には、その法定耐用年数の40年を超えている送水管、配水管の更新についても平成41年度までは補助金の対象になるという状況になっています。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）熊取町は40年を超えているのは17%ということですね。もう既に、そしたら40年を超えている部分についてはやりかえが進んでいっているわけですか、それとも60年というのを区切

りにしているんですか。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）一応60年を区切りにしております。比較的、まだ熊取町は他の団体に比べたら積極的に管の更新を行っているほうではないかなというふうに思っています。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）今の関連で、そしたら、統合することによって、負担金というのがそこに発生すると思うんですけども、そしたら、熊取町は管の耐震化が進んでいるんですけども、統合するところが進んでいなかったとしたら、負担金がふえるとか、そんなのはあるんですか。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）負担金というのはいないんです。

（「ないんですか」の声あり）

はい、会計が各水道事業で別になりますので、熊取町の中で行う事業については熊取町の収益、皆様、お客様の水道料金で賄うということになります。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。じゃ、安心しました。

一応、府の補助は平成41年度までということになっている時限措置になっているんですけども、そしたら、今、メリットは、41年度まで見て補助金を活用してメリットがあるということですが、42年になったときに、水道料金をぽんと上げやなあかんような、補助がなくなるから、ということはないですか。補助の後、42年度からの状況というのはどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）確かに、府の補助金、もとは国の交付金なんですけど、府はスルーしているだけなんで、国の交付金がなくなったらかなり厳しいのは厳しいとは思いますが。

ただ、今ちょっと、それやから42年度に水道料金が上がるというのなかなか、その辺は、もし覚書の締結をさせていただければ、資料の一番最後のページにございますように、40年先ですので、平成70年までのシミュレーションが可能となりますので、その中で、水道料金はどうなるのかというのとはわかってくるのかなと思います。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって大阪広域水道企業団との統合についての件を終了いたします。

以上で本日の案件は終了いたしました。

その他、何かご報告等があれば承ります。橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）それでは、報告事項としまして、新たに設置しますくまとりPR大使の件をご報告させていただきます。

今回設置するくまとりPR大使ですけども、後ほど説明しますお二方を今任命しようとしております。このお二方につきましては、商工会を通じて、こういう方、人材がいらっしゃるということをお二人も把握しまして、そのお二人の発信力を本町のプロモーションに生かしていきたいということで、今回設置するものがPR大使でございます。以下、ちょっと資料に基づきましてご説明させていただきます。

設置目的につきましては、熊取町の知名度向上のため、くまとりPR大使が自身の活動を通して町の魅力を発信することを目的に設置するものでございます。

大使の候補としまして、町にゆかりがあり、町に対する理解、関心、愛着及び熱意があり、また自身の発信力を生かして本町のPR活動ができる方ということで、今、2名の方を考えてございます。

お一方が、U.さんという方でございます。熊取町在住のシンガーソングライターでございます。

個別のプロフィールにつきましては資料をつけておりますので、また後ほどごらんください。ママさんシンガーソングライターということで、子育てママの世代でもありまして、本町のイメージにもそぐう方かと認識しております。

お二方目が、零さんという方で、こちらも熊取町在住のアニメソングシンガーでございます。U.さんと同じく、プロフィールは別紙ということでございます。この方は、アニメソングということで、若年者への発信力はあるということで、本町のPR、若年者にも訴求力があるのかなというふうに考えております。

PR大使の活動概要につきましては、宣伝PR活動を行っていただきます。

1点目が、PR大使自身が活動されている中で、町の紹介及び町にかかわる成果品の提供をいただく。例えば熊取町の歌をつくっていただくとか、これはこの後、またお二方とご相談ということになるんですけれども、そういった成果品のご提供もいただければというふうに考えております。また、町が主催するイベント、後援する事業、こういったところへの出演者としてご参加いただければというふうに考えております。

PR大使の報酬につきましては無償で、今、想定しております。

また、任期も特に設けてございません。自身の活動の中で広くPRを続けていっていただきたいと思っております。

制度の内容としまして要綱(案)はつけているとおりでございますので、今説明した趣旨、設置目的、これが全てかと思っておりますので、よろしくご認識をお願いいたします。

説明は以上でございます。

(「議長、質疑ないです。ないけれど、発言させてください」の声あり)

議長(坂上巳生男君) 重光議員。

2番(重光俊則君) 今、このPR大使の説明がありましたけれども、一番気になるのは、報酬が無償ですよね。これは、その人たちが自分の力を使ってやるというけれど、ブログを使ったりインターネットを使ったりしていますよね。少なくとも、そういう通信費的なものもなしで、無償で熊取町の成果品を渡してよ。余りにも虫がよ過ぎると思うんです。それはやっぱり、この人たちが活動していく、少なくとも通信費の月1万円か5,000円とか、少なくともそんなものは持つか、あるいは町のチラシ、あるいはカードとか、そういうのをお渡しすると。全然無償でやるというのは、余りにも虫がよ過ぎるように思うんです。その辺はぜひ考えていただきたいと思います。

(「私も言いたい、すみません」の声あり)

議長(坂上巳生男君) 江川議員。

13番(江川慶子君) 同じなんですけれども、活動概要のところ、2番で、町が主催する行事とか事業に参加協力、出演していただくんですよね。でも、これやったら報酬なしですか。そこは、普通ならばギャラとか公演料とか出る部分ですよね。そこをなしでやるのはちょっとないでしょうと思います。私も意見として言います。

議長(坂上巳生男君) 橘政策企画課長。

政策企画課長(橘 和彦君) PR大使としては無償ということで、ご自身の出演につきましては、またそのイベントの内容とかによってちょっと協議はさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長(坂上巳生男君) ほかにありませんか。重光議員。

2番(重光俊則君) 発言の場がない。もう一点だけです。

台風21号の影響で、いろんな対応がされていますけれども、やっぱり一番問題やったのはブルーシートの支給。自主防災組織がせっかくでき上がって、各区長は自分ところの地域の被災状況を全部把握してそれに動かれているのに、放送で先着順で渡しますよと、めちゃくちゃなブルーシート提供をやられている。それは自主防災組織活動ができ上がったのに、それを無視した活動になっているので、この辺は大きく反省してもらおうと同時に、今、概要の説明資料を出されましたけれども、

台風21号の教訓について、やっぱり議会と話し合える場をぜひ早急に持っていただきたいと思いません。これは要望です。

(「賛成」の声あり)

議長(坂上巳生男君) ほかにごいませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「14時29分」閉会)

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

坂上巳生男